

令和8年度箕輪町防災交流施設指定管理 公募審査要領

1 基本的な考え方

審査にあたっては、内容を公平かつ客観的に評価し、施設管理運営の目的が達成できるように最適な事業者を選定すること。

2 審査者

審査者は、箕輪町の職員5人以内とし、企画振興課において選出する。なお、審査者氏名等の公表は一切行なわない。

3 提案に対する評価

次の評価基準に基づき審査する。

評価項目		評価の基準	配点
履行実績等 (10点)		・運営管理等業務の実績があるか。	5点
		・当該地域や各種団体と連携した地域活性化の実績があるか。	5点
業務 実施体制 (45点)	管理体制 (25点)	・業務責任者や主担当者の経歴その他の業務実施体制が本業務の履行に当たって相応しいものとなっているか。	10点
		・個人情報保護及び情報公開に関する措置が適切に図られる見込みか。	5点
		・安全管理対策は十分か。 ・当施設の事業内容等に照らし危機管理体制は十分か。	5点
		・地元での雇用を行うなど配慮は十分か。 ・物品の購入など、地元事業者へ優先的に発注・利用する見込みはあるか。	5点
	運営態勢 (20点)	・町民の平等・公正な利用が図られるものとなっているか。	10点

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対するサービス向上対策は適切か</li> <li>・当施設の事業内容等に照らし、利用料金及び自主事業の内容は適切か</li> </ul>	10点
提案書 (40点)	事業計画 (30点)	・当施設の目的や町の現状等を十分に把握し、反映した提案になっているか。	10点
		・当施設の賑わいや活用等が期待できるような内容になっているか。	10点
		・地域の人々との関わりを持ち、地域活性化に繋がる提案が見られるか。	10点
	収支計画 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画が適切で、管理経費の節減が図られる見込みはあるか</li> <li>・当該施設の事業内容等に照らし、管理経費の設定に無理はないか</li> </ul>	10点
総合評価 (5点)		・業務体制、収支計画、提案内容を総合的に判断して実現性があるか。	5点

#### 4 指定管理候補者の決定

評価点の合計が、最も高い提案者を指定管理の候補者となる優先交渉者とする。ただし、第1交渉者が辞退等した場合は、次に評価点の合計が高い提案者を優先交渉者とする。なお、合計点が最も高い者が2者以上ある場合には次により優先交渉者を決定する。

ア 「事業計画に関する項目」の得点が高い提案者を上位とする。

イ アの得点と同点の場合は、「収支計画に関する項目」の得点が高い提案者を上位とする。

ウ ア、イとも同点の場合は、委員の多数決で決定とする。